

現計画からの改正に係る主な要因

1 循環型社会形成推進基本計画

要因	考え方	備考
令和元年度(2019年度)の達成状況等を踏まえた、新たな目標値の設定	計画期間の目標値が未設定であることから、現計画の最終年(R1(2019))の達成状況等を踏まえ、新たな目標値を設定する必要がある。	資料4関係
国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定(H30(2018).6)	国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」が策定されたことから、この内容を参考にすることが適当である。	参考資料のとおり
国の「プラスチック資源循環戦略」の策定(R1(2019).5)	国の「プラスチック資源循環戦略」が策定されたことから、この内容を参考にすることが適当である。	参考資料のとおり
「北海道廃棄物処理計画」の改訂(R1予定)	循環型社会形成推進基本計画の個別計画である「北海道廃棄物処理計画」について、R1に計画期間満了に伴う改訂を行うことから、この内容を計画に反映させる必要がある。	資料5関係

2 廃棄物処理計画

要因	考え方	備考
計画期間満了	現行計画が、令和元年度(2019年度)で期間満了となることから、後継計画を策定する必要がある。	資料5関係
「北海道循環型社会形成推進基本計画(第2次)」の策定(R1(2019)予定)	北海道廃棄物処理計画を個別計画として位置づけている「北海道循環型社会形成推進基本計画」について、R1に次期計画策定を行うことから、この内容を踏まえる必要がある。	資料4関係
国の「プラスチック資源循環戦略」の策定(R1(2019).5)	国の「プラスチック資源循環戦略」が策定されたことから、この内容を参考にすることが適当である。	参考資料のとおり
・廃棄物処理法に基づく国の「基本方針」の変更(H28(2016).1) ・「廃棄物処理施設整備計画」の策定(H30(2018).6)	廃棄物処理法において、都道府県計画は、国の基本方針に即して定めることとされているため、反映させる必要がある。 また、国の基本方針に即して策定された、国の「廃棄物処理施設整備計画」を踏まえることが適当である。	参考資料のとおり